

みんなでささえる 国保会計



～ 国保への加入・脱退の届出についてお知らせします ～

■ 次のようなときは、14日以内に必ず役場の国保窓口へ届け出てください。

	こんなとき	必要なもの	
国保に加入する方 もしくは すでに国保に加入している方	1 他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書	
	2 他の市区町村に転出するとき	保険証	
	3 職場の健康保険などに入ったとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証(後者が未交付のときは加入したことを証明するもの)	
	4 職場の健康保険などの被扶養者になったとき		
(印かんが必要な場合がありますので、事前にお問い合せください)	5 子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳	
	6 死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの	
	7 生活保護を開始するとき	保険証、保護開始決定通知書	
	8 65歳以上75歳未満で、一定の障がいがあり、申請により後期高齢者医療保険に加入するため、国保を喪失するとき	障害者手帳	
	9 町内で住所が変わったとき	保険証	
	10 世帯主や氏名が変わったとき		
	11 世帯分離や世帯合併の届出をしたとき		
	12 保険証を失くしたときや、汚れて使えなくなったとき	本人確認ができるもの(使えなくなった保険証や運転免許証、マイナンバーカードなど)	
	13 修学のため、他の市区町村に転出するとき	保険証、在学証明書など	
	他の健康保険に加入している方	1 職場の健康保険の資格が喪失したとき	職場の健康保険の喪失日がわかるもの
		2 職場の健康保険などの被扶養者でなくなったとき※	職場の健康保険の喪失日(被扶養者でなくなった日)がわかるもの
	その他	1 生活保護が終了し、国保に加入するとき	保護廃止決定通知書
		2 退職後、他の市区町村から転入し、国保に加入するとき	他の市区町村の転出証明書
3 外国籍の方が国保に加入するとき		在留カード	
4 外国籍の方が国保を脱退するとき		在留カード、保険証	

①国保の資格喪失後に、黒潮町国保の保険証を使って医療機関を受診した場合は、保険分の医療費を返還していただく場合があります。また返還分の医療費は、新たに加入した保険者へ請求することができます。

②75歳の誕生日を迎え、新たに後期高齢者医療の対象となる方は、国保喪失の届出の必要はありません。

③届出が遅くなった場合でも、届出の日からではなく、前の保険の喪失日までさかのぼっての加入となるため、国保税の納付額が思った以上に高額になってしまいうこともあります。国保への加入の届出は忘れずをお願いします。

④各種手続きの際には、原則、世帯主と対象者の個人番号(マイナンバー)が必要です。マイナンバーカードまたはマイナンバーがわかるものと本人確認ができるものを提示してください。

※75歳年齢到達により、被用者保険(協会けんぽ、共済保険など)から後期高齢者医療制度に移行することにより、その扶養家族である65歳以上の被扶養者の方が新たに国民健康保険に加入する場合、申請により軽減が受けられます。軽減の詳細内容は国保税担当(本庁 住民課 住民税係 ☎43-2816)までお問い合わせください。

～新型コロナウイルス感染症による傷病手当金について～

令和2年1月1日から令和4年3月31日までの適用期間が、令和4年6月30日まで延長となりました。

○お問い合わせ・届出 本 庁 住民課 国保係 ☎43-2800
佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3112

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

一定以上の所得のある方の医療費の窓口負担割合が変わります

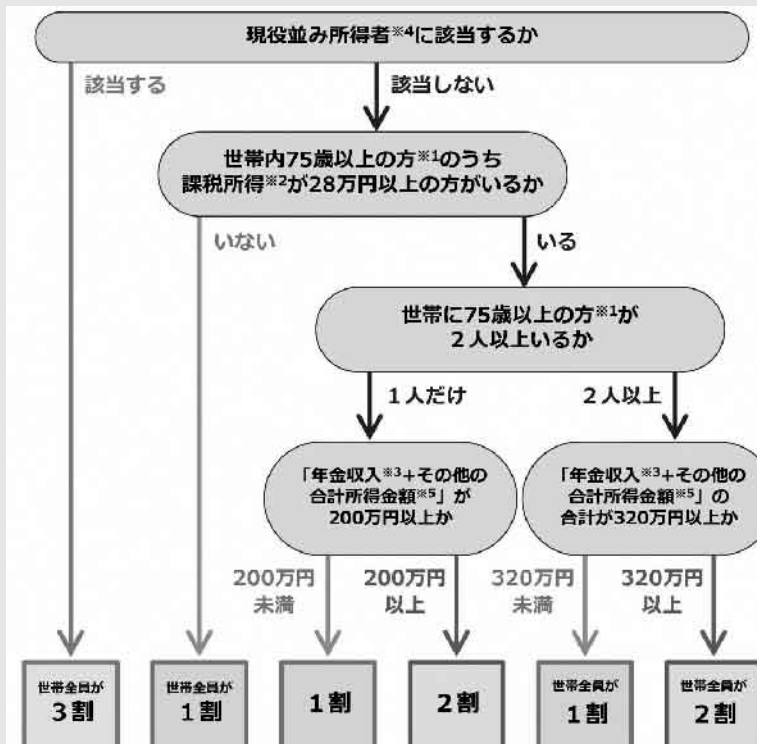
少子高齢化が進展し、令和4年度以降、いわゆる団塊の世代が75歳以上の高齢者になり始める中で、現役世代の負担上昇を抑え、国民皆保険を未来につないでいくため、令和3年度通常国会において後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しなどを内容とする改正法案が可決されました。

これにより、令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。



窓口負担割合2割の対象となるかどうかは 主に以下の流れで判定します

※ご自身の収入や所得状況などについては、令和4年6月発送予定の住民税納税通知書をご確認ください。



※1 後期高齢者医療の被保険者
75歳以上の方(65~74歳で一定の障がいの状態であると広域連合から認定を受けた方を含む)

※2 「課税所得」とは
住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除など)を差し引いた後の金額)

※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません

※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方

※5 「その他の合計所得金額」とは
事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除などを差し引いた後の金額のこと

窓口負担割合が2割の対象となる方には 負担を抑える配慮措置があります

●令和4年10月1日の施行後3年間(令和7年9月30日まで)は、2割負担となる方について、1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。

※同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱い。

そうでない場合は、1カ月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を払い戻し。

●配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

○お問い合わせ 高知県後期高齢者医療広域連合 ☎088-821-4526
本庁 住民課 国保係 ☎43-2800

※今回の制度改正の見直しの背景などに関するご質問などは、厚生労働省コールセンター(☎0120-002-719)にお問い合わせください。